

第 40 回 太平洋広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和 6 年 2 月 29 日（木） 15：30～

場 所：農林水産省 7 階 講堂

（東京都千代田区霞が関 1－2－1）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

（1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

（2）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

（3）広域魚種の資源管理について

① 部会における取組

② マサバ太平洋系群

（4）その他

① T A C 魚種拡大に向けた検討状況について

② 令和 6 年度資源管理関係予算について

③ その他

4 閉 会

太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道府県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年6月1日～2026年5月31日

都道府県互選委員（第6期）：2021年10月1日～2025年9月30日

区 分		氏名	現職
都道府県互選	北海道	カワサキ 川崎 カズヨシ 一好	釧路十勝海区漁業調整委員会会長
	青森県	タケノヤシ 竹林 マサシ 雅史	青森県東部海区漁業調整委員会委員
	岩手県	オオイ 大井 セイジ 誠治	岩手海区漁業調整委員会会長
	宮城県	セキ 關 テツオ 哲夫	宮城海区漁業調整委員会会長
	福島県	スズキ 鈴木 テツジ 哲二	福島海区漁業調整委員会会長代理
	茨城県	タカハマ 高濱 ヨシアキ 芳明■	茨城海区漁業調整委員会会長
	千葉県	イシイ 石井 ハルヒト 春人	千葉海区漁業調整委員会会長
	東京都	アリモト 有元 タカフミ 貴文	東京海区漁業調整委員会会長
	神奈川県	ミヤガワ 宮川 ヒトシ 均	神奈川海区漁業調整委員会副会長
	静岡県	タカダ 高田 ミツロウ 充朗	静岡海区漁業調整委員会委員
	愛知県	スズキ 鈴木 テルアキ 輝明	愛知海区漁業調整委員会委員
	三重県	アサイ 浅井 トシカズ 利一	三重海区漁業調整委員会委員
	和歌山県	カタタニ 片谷 タダシ 匡	和歌山海区漁業調整委員会委員
	徳島県	トヨサキ 豊崎 ヨシテル 辰輝	徳島海区漁業調整委員会委員
	高知県	キノシタ 木下 キヨシ 清	高知海区漁業調整委員会会長
	愛媛県	ササキ 佐々木 マモル 護	愛媛海区漁業調整委員会会長
	大分県	ハマダ 濱田 タカシ 貴史	大分海区漁業調整委員会委員
	宮崎県	ヤマダ 山田 タクロウ 卓郎	宮崎県海区漁業調整委員会委員
大臣選任	漁業者代表	ノザキ 野崎 タイ 太	株式会社酢屋商店 代表取締役
		スズキ 鈴木 ヒロアキ 宏彰	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		ナガシマ 長島 タカヨシ 孝好	大師丸漁業株式会社 代表取締役
		コサカダ 小坂田 ヒロツグ 浩嗣	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		コダマ 小玉 ユウ キ 祐樹	有限会社小玉漁業 代表取締役
		ナカタ 中田 カツヒデ 勝淑	高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長
		イノウエ 井上 ユキノリ 幸宣	全国かじき等流し網漁業協議会 会長
	学識経験	セキ 関 いずみ	学校法人東海大学 人文学部 教授
		キタカド 北門 トシヒデ 利英▲	国立大学法人東京海洋大学 教授
		ハナオカ 花岡 ワカオ 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は部会長、■は部会長職務代理者

太平洋広域漁業調整委員会指示第 46 号（案）の概要（案）

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和 3 年 6 月 1 日から太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）により以下の規制を導入した。
 - ① 30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
 - ③ 大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合は採捕を禁止
- (2) 令和 5 年度は、上記③について、令和 5 年 4 月 28 日から 5 月 31 日まで、6 月 18 日から 6 月 30 日まで、7 月 10 日から 7 月 31 日まで、11 月 4 日から 12 月 31 日まで日及び令和 6 年 1 月 24 日から 3 月 31 日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和 6 年 4 月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出することとする。

2. 委員会指示第 46 号（案）の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人 1 日あたり 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※陸揚げした日から 3 日以内に水産庁に報告（現行は 5 日以内）

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨を公示する。

エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時期	R6年 4～5月	6月	7月	8～9月	10～12 月	R7年 1月	2～3月
数量	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン	※

※概ね40トンから全海区における令和6年4月1日から令和7年1月31日までの採捕数量の累計を差し引いた数量

(参考) 今年度指示の時期別数量の実績 (令和6年2月1日現在)

時期	R5年 4～5月	6月	7月	8月	9～12月	R6年 1～3月	合計
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	※(6.1トン)	37.4トン
実績	4.4トン	10.6トン	8.1トン	3.9トン	4.3トン	6トン	37.3トン
採捕 禁止	4/28-5/31	6/18-30	7/10-31	—	11/4-12/31	1/24-3/31	

※概ね40トンから全海区における令和5年4月1日から同年12月31日までの採捕数量の累計を差し引き、R4年度の超過分(2.6トン)を差し引いた数量(40-31.3-2.6=6.1)

全海区における令和6年4月1日からの採捕数量の累計が概ね40トンを超えるおそれがある場合：令和7年3月31日まで採捕を禁止する。

(3) 指示の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3. 委員会指示(案)に違反した者への対応について

現行では、「太平洋広域漁業調整委員会指示第44号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針」に基づき、違反者に対しては、広域漁業調整委員会の会長名での指導文書の発出を行い、再度違反が確認された場合に、大臣に対して裏付け命令の申請をすることとしている。

本委員会指示による規制について3年が経過し、一定の周知・定着が図られていること、指示の有効期間である1年間の中で、より厳格なクロマグロ管理を行っていく観点から、違反が確認された場合は、直ちに裏付け命令の申請ができるようにするもの。

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十六号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和六年二月二十九日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。

(3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1) 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

- (2) 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から三日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。
- ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス
- イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量
- ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日
- エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

- (3) 太平洋広域漁業調整委員会会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

- (4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 46 号の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和6年2月 29 日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 46 号(以下「委員会指示」という。)の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の3(2)に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。

(1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の3(2)アからオに定める事項を報告フォームに入力し報告する。

(2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の3(2)アからオに定める事項を入力し報告する。

(3) 電子メールによる送信

委員会指示の3(2)アからオに定める事項を入力(報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス km-yugyo@maff.go.jp 宛に電子メールで送信する。

(4) ファクシミリによる送信

報告サイトに掲載される別紙様式に必要事項を記載し、ファクシミリ番号：03－3595－7332宛にファクシミリで送信する。

2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の3(2)イに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。

(2) 委員会指示の3(2)エに定める採捕した海域は、別図の区分(J1、J4～J10)を記入するものとする。

3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

太平洋広域漁業調整委員会指示第46号の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

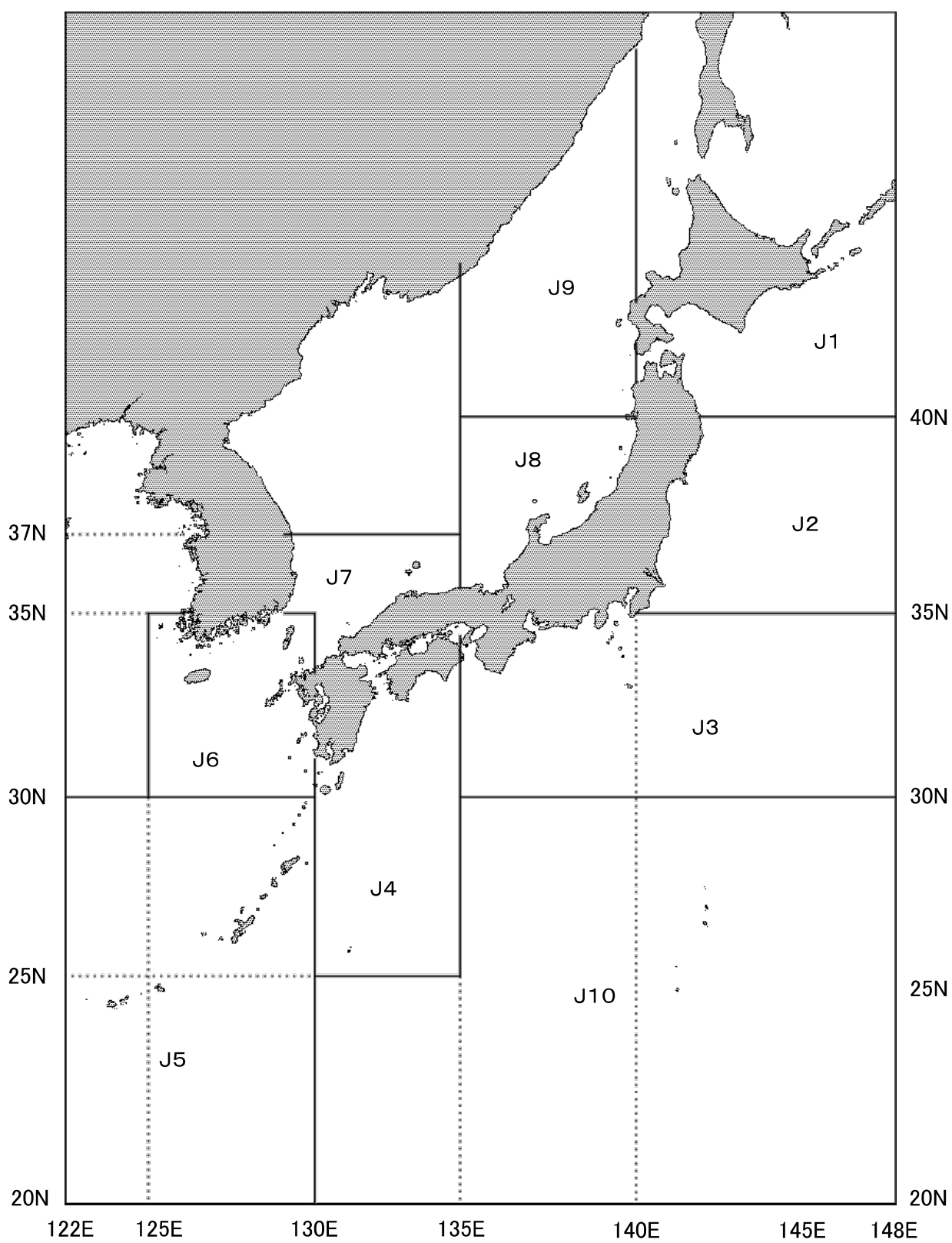
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
電話番号			
電子メールアドレス			
遊漁船の名称・登録都道府県名			
陸揚げした日	尾数	重量（kg）	採捕した海域
年 月 日	尾	kg	

※ 遊漁船（遊漁船業者が乗客を漁場に案内するもの）を利用した場合に記載

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

(別図)



太平洋広域漁業調整委員会指示第 46 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）新旧対照表

改正後	改正前
太平洋広域漁業調整委員会指示第 <u>46</u> 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針 <u>令和 6 年 2 月 29 日</u> 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 <u>46</u> 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。 1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、<u>当該指示の違反が認められる場合には</u>、速やかに事務局として太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。 ※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。 2. 会長は、上記 1 の報告を受け、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。	太平洋広域漁業調整委員会指示第 <u>44</u> 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針 <u>令和 5 年 3 月 15 日</u> 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 <u>44</u> 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。 1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、速やかに事務局として太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。 ※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。 2. 会長は、上記 1 の報告を受け、<u>必要と認めた場合、当該調査・指導を受けた者に対し、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。</u> <u>3. 上記 2 の指導を行った後に、当該指導を受けた者が指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合は、</u>漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 46 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 6 年 2 月 29 日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 46 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

太平洋南部キンメダイの広域資源管理

1 資源の現状

キンメダイは、我が国では北海道釧路以南の太平洋と新潟県以南の日本海に分布し、そのうち太平洋岸では房総半島から伊豆半島沿岸、御前崎沖、伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺海域などを主な漁場として、立縄、底立延縄、樽流しなどの釣り漁業等によって漁獲されている。この他、小笠原公海、南西諸島周辺、中部北太平洋公海域の天皇海山周辺海域等においても、底立延縄、底刺網、トロール等によって漁獲されている。

1 都 3 県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県）における 2005～2009 年のキンメダイの漁獲量は 7,000 トン弱で安定していたものの、2010 年以降は減少傾向にあり、2022 年には 3,755 トンとなっている。関東沿岸から伊豆諸島周辺海域におけるキンメダイ資源量は 2000 年代前半まで 4 万トン台で横ばい、その後は減少傾向で推移し、2022 年は約 3.3 万トン。親魚量は 2000 年代前半まで 3 万トン台で推移し、その後は減少傾向にあったが、2017 年以降は増加傾向にある。

2 関連漁業種類

- (1) 自由漁業 立縄漁業
- (2) 知事許可漁業（東京都、静岡県） 底立てはえ縄漁業
- (3) 太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 底刺し網

3 資源管理の方向性（目標、期間等）

キンメダイ資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量水準を適切に維持、管理するための取組が重要である。

このため、一都三県の自由漁業を営む漁業者が取り組んでいる資源管理措置を継続または強化していくことにより、資源量を回復させることを目標とする。

4 資源管理措置

- (1) 関係漁業者の合意の下で、下記のとおり漁獲努力量の削減措置を実施。

各海域できめ細かい措置が機動的に講じられている。

① 立縄漁業（自由漁業）及び底立てはえ縄漁業（知事許可漁業）

都県名	関係漁業者の操業海域	取組内容
千葉県	銚子沖、勝浦沖、東京湾口、伊豆諸島	※ 各地の事情により、以下 取組を組合せて実施。 ・ 小型魚の再放流 ・ 漁具・漁法の制限 ・ 休漁日・休漁期間の設定 ・ 操業規制区域の設定 ・ 使用済漁具廃棄の禁止等
東京都	大島周辺、利島周辺、新島（含式根島）周辺、神津島周辺、御蔵島・イナンバ、三宅島周辺、八丈島（青ヶ島含む）周辺	
神奈川県	東京湾口、伊豆東岸、伊豆諸島、静岡県御前崎沖（静岡県知事許可）	
静岡県	伊豆諸島、静岡県地先	

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 委員会指示第 45 号）

きんめだい底刺し網漁業の承認を受けた者は、底立はえ縄漁業者を会員とする漁業者協議会との間で合意した以下の内容等について実施。

ア 休漁の設定

小型魚や産卵親魚の保護育成のため、次の海域（第 1 紀南海山、第 2 紀南海山、駒橋第 2 海山）においては、11 月 1 日から翌 3 月 31 日までの間において、1 ヶ月間の休漁を実施する。

イ 小型魚の保護（全長制限）

小型魚の保護育成のため、全長 28 センチメートル未満のキンメダイは水揚げをしない。

ウ 漁具の制限

操業にあたっては、内径で 120 ミリメートル以上の網目を有する漁具を使用する。

また、漁具の長さは一連につき 600 メートル以内とし、1 回の操業において投網できる連の数は 5 連までとする。

③ 漁場環境の保全措置

操業にあたっては漁具の流出を極力防止するとともに、漁場等においてゴースト漁具を発見した場合は、自主的に回収するよう努めている。

（2）漁獲努力量の削減措置については、これまでの実施体制及び措置内容を尊重しつつ、各地域及び漁業種類ごとの事情を勘案し、関係漁業者間の合意の下で、現在の取組をさらに進めていくこととする。

5 関係者間の連携体制

従前より、キンメダイ資源管理は「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」を通じて議論を重ね実践してきたが、平成 26 年に同資源の持続的利用を確保するための予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、協議会の下に各都県の漁業者代表、行政・研究担当者、水産庁及び（国研）水産研究・教育機構で構成される「漁業者代表部会」を設置し、年 2 回程度、同部会を開催することとしている。

令和 5 年度の漁業者代表部会は令和 5 年 8 月 31 日に「令和 5（2023）年度キンメダイ太平洋系群の資源評価結果」が公表となったことから、まずは、水産研究・教育機構と協力して、関係地区において当該評価結果及び今後の資源管理について説明の上、質疑応答や意見聴取等を実施しているところであり、本年 3 月に同代表者部会の開催を予定している。

6 資源管理手法検討部会で整理された意見・論点への対応について

キンメダイ太平洋系群について、数量管理を基本とする新たな資源管理について広く意見を聴き、議論を整理するため、令和 4 年 12 月 20 日に第 10 回資源管理手法検討部会を開催し、別紙のとおりその結果を整理したところ。

これらの論点等について、キンメダイの資源管理に関する漁業者代表部会や一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会の枠組みを通じ、また関係漁業者等と個別に相談しながら対応方向を整理し、これまでの自主管理の枠組みと並行して、新たな数量管理の導入に伴う資源管理の目標や目標達成の方法等について検討を進められるよう、必要な調整等を行っていくこととする。

太平洋南部キンメダイ資源管理の令和5年度の取組状況

【広域資源管理の取組状況】

① 立縄漁業及び底立てはえ縄漁業

海域ごとに小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定及び操業規制区域の設定等の措置を実施。

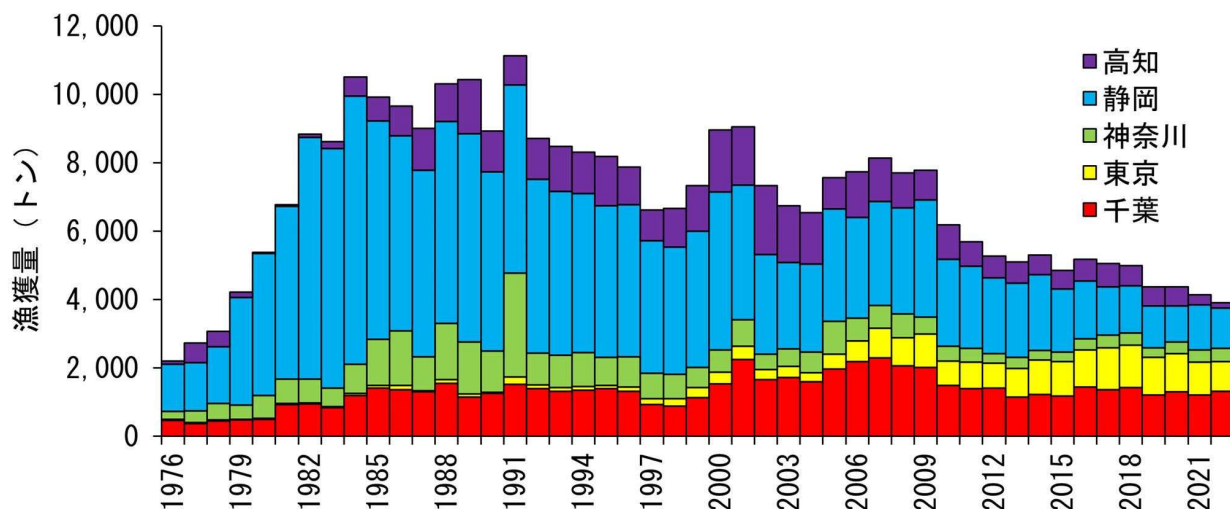


図 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県のキンメダイ漁獲量の推移

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業）

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十五号に基づき、きんめだい底刺し網漁船1隻を承認。また、小型魚や産卵親魚保護のための期間休漁（11月1日～3月31日までの間のうち1ヶ月）、小型魚の保護（全長制限）、漁具の制限等の取組を実施。

（参考）キンメダイ底刺し網漁業（委員会承認分）漁獲量

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
22 ト	35 ト	29 ト	73 ト	64 ト	46 ト	52 ト	60 ト	87 ト	52 ト	35 ト

※各年1～12月の漁獲量を集計

第 10 回資源管理手法検討部会の結果について（抄）

令和 5 年 2 月 13 日
水産政策審議会
資源管理分科会
資源管理手法検討部会

令和 4 年 12 月 20 日（火）に開催された第 10 回資源管理手法検討部会で整理された論点及び意見は次のとおり。

（１）マルアジ日本海西・東シナ海系群及びムロアジ類東シナ海
（略）

（２）キンメダイ太平洋系群

● 漁獲等報告の収集について

- 多くが自由漁業であることを踏まえ、漁協等を含めた現場に負担のかからない報告体制を構築することが前提となる。
- 採捕位置や体長など、管理だけではなく評価の精度向上にも資する報告内容等を検討する必要がある。
- 適切な資源管理のため、本系群を利用する全ての地域の漁業、遊漁船等による漁獲量を把握する必要がある。

● 資源評価について

- 本系群の資源評価・管理について、一都三県において生態から漁獲に係る詳細な調査を実施し、その生態を十分解明して、精度の高い資源評価、適切な管理手法の構築を図る必要がある。基本的には本系群を利用する全都県を対象とするべき。
- 定量的に T A C 等を設定するのであれば、各地域の努力量削減や漁場における環境変化等を評価に加味するべき。
- 再生産関係、年齢別漁獲尾数の推定、C P U E の標準化（環境、獲り控えの影響等の考慮）、遊漁や食害の影響、当該漁業の就業者の趨勢などの多様な要因を考慮した十分な資源評価となるよう、関係情報を収集するべき。
- 本系群の分布域全ての資源評価を漁場毎に行い、漁場毎の資源管理目標を設定すべき（漁獲努力量による目標が望ましい）。

● 資源管理について

- 漁業者は、これまでの自主管理の継続で十分管理が可能と考えている。自主的な管理の有効性を確認し、自主的管理を基に資源管理すべき。
- 十分な精度の資源評価に基づき漁獲シナリオの検討・設定をするべき。特に親子関係が不明であり、それに基づく T A C 管理に不安。
- 一般論として、最新の技術、データに基づく数量管理が必要なことは理解。しかし、本系群への T A C 制度導入は一都三県のみを管理対象にすることの不公平感等様々な問題がある。系群全体の資源管理を行うべき。
- 小型魚の保護や釣針数の制限など、長期にわたり取り組んできた一都三県による自主的な資源管理を評価した漁獲量の配分をしなければ不公平感を助長する。単純な

実績ベースの適用はすべきではない。

- 漁業者はT A C導入の必要性に疑問があり、これまでの自主管理の継続で十分管理が可能と考えている。自主的な管理の有効性を確認し、自主的管理を基に資源管理すべき。

● S H会合で特に説明すべき重要事項について

- これまでの漁業者による自主的な資源管理を評価。
- 本系群にT A C制度を導入する合理性の検証。
- 資源の公平な利用に向けたT A C導入された場合における配分方法・管理方法の考え方等。
- T A C導入にともなう減収の支援策等。
- 太平洋沿岸の本資源を利用している関係都県での遊漁等を含めた資源管理、サメ等の食害対策。

(以 上)

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十七号（案）の概要

きんめだいをとることを目的とする刺し網漁業については、①太平洋の公海においては大臣の許可（※）、また、②各都県管轄海域においては、漁業権又は知事許可に基づき営まれているが、これ以外の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）（以下「我が国EEZ」という。）では、自由漁業として営まれている。

こうした中、きんめだい資源の管理・回復を図るため我が国EEZ内の下記の規制海域において、きんめだいをとることを目的とする底刺し網漁業に係る規制（委員会承認制等）を行うもの。

（※）漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第6号に規定する太平洋底刺し網等漁業

1 操業の承認

下記（1）の規制海域において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、下記（2）のきんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

（1）規制海域

北緯35度以南で次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。

- ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線
- イ 東経133度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

（2）きんめだい底刺し網漁業

動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業（ただし、大臣許可漁業（太平洋底刺し網等漁業）及び都道府県知事の管轄に基づく漁業を除く。）

2 承認の対象者

委員会指示第四十二号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船を当該漁業に使用する者

【参 考】規制海域



太平洋広域漁業調整委員会指示第四十七号(案)

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十一条第一項の規定に基づき、
きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

令和六年二月二十九日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会によるきんめだい底刺し網漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「規制海域」 北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)

ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ 東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

(2) 「きんめだい底刺し網漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業

イ 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第六十条第五項に規定する共同漁業

ロ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ハ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業

2 操業の承認

規制海域において令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

3 承認証の交付及び備付け義務

(1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

4 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年三月十五日から令和七年五月三十一日までとする。

きんめだい底刺し網漁業承認証				
承認番号				
漁業者	住 所			
	氏名又は名称			
船 舶	船 名		総トン数	
	漁船登録番号		使用権の種類	
漁業根拠地				
操業承認期間	年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日 太平洋広域漁業調整委員会会長				

別記様式第一号（記載例）

きんめだい底刺し網漁業承認証				
承認番号	太広委底第〇号			
漁業者	住 所	●●県●●市●●町●番●号		
	氏名又は名称	●●水産株式会社		
船 舶	船 名	●●丸	総トン数	●●トン
	漁船登録番号	●●●－●●●	使用権の種類	●●●
漁業根拠地	●●県●●市			
操業承認期間	令和6年 月 日から令和7年 3月31日まで			
年 月 日 太平洋広域漁業調整委員会会長				

別記様式第二号

太広委底〇〇〇

備考 各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは15センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。

(記載例)

太広委底 1



令和6年2月29日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示第四十七号（以下「指示47号」という。）のきんめだい底刺し網漁業を営むことの承認に関する事務の取扱につき、以下のとおり定める。

1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 承認の対象者

承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 委員会指示第四十五号（以下「指示45号」という。）の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船（当該実績に係る船舶の使用を廃止し、これに代わって使用する他の船舶）を当該漁業に使用する者。
- (2) 指示45号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有しない者であっても、やむを得ない事由によるものであることを委員会が特に認めた者。
- (3) (1) 又は (2) に該当する者から相続、法人化により経営を承継した場合等で、委員会会長が特に必要と認めた者。

3 操業の承認をしない者

前項の規定にかかわらず、次の4による承認を受けようとする者が、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、操業の承認をしないものとする。

- イ 委員会により指示45号に基づく承認を取消され、その取消の日から1年を経過しない者。
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ハ 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ニ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 承認の申請

指示47号の2の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、別表に掲げる必要な書類を、4月30日までに委員会事務局（「水産庁資源管理部管理調整課」をいう。以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

5 承認期間中の承認の申請

次の各号のいずれかに該当する場合で、承認を受けようとする者は、別表に掲げる必要な書類を、事務局に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を当該承認に係る規制海域において当該承認漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について承認を申請する場合
- (2) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
- (3) 承認を受けた者から、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割等の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営もうとする者が、当該承認に係る期間の残存期間につき、当該船舶について承認を申請する場合

6 承認証の書換交付の申請

承認を受けた者（共同経営、相続又は合併等により当該承認を受けた者の地位を承継した者を含む。）は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

7 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

8 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取消されたときは、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

9 漁獲成績報告書の様式及び提出期限

承認を受けた者は、別紙様式第9号による漁獲成績報告書を、当該承認漁業の航海ごとに、当該航海の終了後1ヶ月以内に事務局に提出しなければならない。

10 裏付け命令の申請

委員会は、国及び県の漁業取締機関から、指示[47号](#)に違反したことを現認し指導したが是正が期待できないとの報告を受けたときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第四項で準用する同法第二百十条第八項の規定に基づき、必要に応じて農林水産大臣に対して、当該違反者に当該委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。

別 表

きんめだい底刺し網漁業承認申請等に必要書類の一覧表

	承認期間 前申請	承認期間中の申請		書換申請		再交付
		代 船	承 継	記載事項 の変更	相続・合 併	
申請書	○	○	○	○	○	○
申請理由書	○	○	○	○	○	○
漁船登録原簿謄本	○	○	○	○	○	
船舶検査証書写し	○	○	○	△	△	
船舶使用承諾書	△	△	△	△	△	
適格性に関する誓約書	○		○		○	
代表者選定届	△	△	△	△	△	
定款及び登記簿謄本	△	△	△	△	△	
年間操業計画書	○	○	○			
海難事故報告書写し		△				
廃業届	△	○	○			
紛失届						○
相続相関図					△	
相続同意書					△	
戸籍謄本					△	
合併契約書					△	
旧承認証	△	○	○	○		△

(別表注)

1. 申請書は、別紙様式第1号によること。
2. 船舶使用承諾書は、別紙様式第2号によること。
3. 適格性に関する誓約書は、別紙様式第3号によること。
4. 代表者選定届は、別紙様式第4号によること。
5. 年間操業計画書は、別紙様式第5号によること。
6. 廃業届は、別紙様式第6号によること。
7. 紛失届は、別紙様式第7号によること。
8. 相続同意書は、別紙様式第8号によること。
9. ○印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は添付書類注釈を参照し、該当する申請のみに添付すること。

(添付書類注釈)

1. 船舶検査証書写しは、船舶検査証書が必要な漁船は添付する。
2. 船舶使用承諾書は、申請に係る船舶が、自己所有船以外の場合に添付する。船名、船舶の使用期間、使用権の種類、賃借権の額及びその他必要な事項が記載されているものとする。
3. 代表者選定届は、共同経営の場合に添付する。
4. 定款及び登記簿謄本は、申請者が法人である場合に添付する。同一事業年度に再度申請する場合には、申請理由書にその旨を明記し、添付を省略できる。
5. 旧承認証は、操業期間中の場合は写しを添付する。
6. 漁船登録原簿謄本は、証明後3か月以内のものとする。

別紙様式第 1 号

きんめだい底刺し網漁業承認申請書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記によりきんめだい底刺し網漁業に係る太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用する船舶

（１）船名

（２）漁船登録番号

（３）船舶総トン数

（４）使用権の種類：（自己所有船、使用貸借権、賃借権）

（５）通信機器の種類

（６）電波機器の種類

2 漁業根拠地

3 主な操業区域

4 主な漁獲物等陸揚港

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。
2. 通信機器は、無線 1 W、船舶電話等を記載すること。
3. 電波機器は、レーダー、GPS 等を記載すること。

別紙様式第2号

船舶使用承諾書

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

貴殿が、下記の船舶をきんめだい底刺し網漁業に使用することを承諾します。

記

1 漁船登録番号

2 船 名

3 船舶総トン数

4 使用権の種類 使用貸借権
賃借権（賃借料） （月 円也）

5 使用期間 年 月 日 から 年 月 日まで

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4にする。
2. 賃借料が定額でない場合は、理由を付すこと。

適 格 性 に 関 す る 誓 約 書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

〔備考〕

- 1. 用紙は、日本産業規格A4とする。

別紙様式第4号

代 表 者 選 定 届

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の者を 丸に係るきんめだい底刺し網漁業の共同経営者の代表者に選定したので、届け出ます。

記

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〔備考〕

用紙は、日本産業規格A4とする。

別紙様式第5号

年間操業計画書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

船名： （漁船登録番号： ）

漁業者	漁業種類	操業区域	期間

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。
2. 当該船舶の年間従事する漁業種類をすべて記入すること。
3. 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

廃 業 届

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶は、きんめだい底刺し網漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

別紙様式第7号

紛失届

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶に係るきんめだい底刺し網漁業の承認証を紛失したので、関係書類を添えて
届け出ます。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

用紙は、日本産業規格A4とする。

相 続 同 意 書

年 月 日

殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のきんめだい底刺し網漁業について、貴殿が相続することに同意いたします。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

用紙は、日本産業規格A4とする。

きんめだい底刺し網漁業漁獲成績報告書

太平洋広域漁業調整委員会 会 長 殿 住 所 氏名又は名称		船 名			報告年月 日				
		総トン数			報告取扱 責任者		氏名		
		所持した 漁具の数 量			船 長		氏名		
					漁業根拠 地				
		冷凍能力	トン／日		漁獲物等 陸揚港				
出入港月 日	年 月 日 出 港	航海 日数	日						
		年 月 日 入 港	操業 日数	日					
月 日	操業位置	使用漁具 の数量	操業 回数	魚種別漁獲量 (kg)					漁場の水深、 その他の事項
				キンメダイ				計	

〔備考〕

用紙は、日本産業規格A4とする。

複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況
(令和 6 年 2 月現在)

1 スケトウダラ日本海北部系群	関係する委員会等 日本海・九州西委 日本海北部会
2 マダラ	太平洋委 北部会
3 太平洋北部沖合性カレイ類	太平洋委 北部会
4 マサバ太平洋系群	太平洋委
5 太平洋南部キンメダイ	太平洋委 南部会
6 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種 (トラフグ、マアナゴ、シャコ)	太平洋委 南部会
7 伊勢湾・三河湾イカナゴ	太平洋委 南部会
8 サワラ瀬戸内海系群	瀬戸内委
9 カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)	瀬戸内委
10 周防灘小型機船底びき網漁業対象種 (カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ)	瀬戸内委
11 日本海北部マガレイ、ハタハタ	日本海・九州西委 日本海北部会
12 トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	日本海・九州西委
13 日本海沖合ベニズワイガニ	日本海・九州西委
14 日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ	日本海・九州西委
15 日本海西部アカガレイ、ズワイガニ	日本海・九州西委 日本海西部会
16 有明海ガザミ	日本海・九州西委 九州西部会
17 九州・山口北西海域トラフグ	日本海・九州西委 九州西部会
18 南西諸島海域マチ類	日本海・九州西委 九州西部会
19 太平洋クロマグロ	日本海・九州西委 太平洋委、瀬戸内委



マサバ（太平洋系群）①

資料3-2-1

マサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。

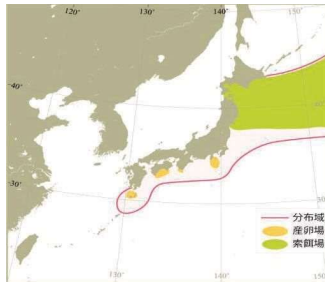


図1 分布図

太平洋沿岸に広く分布する。産卵場は、日本の南岸の黒潮周辺域に形成される。

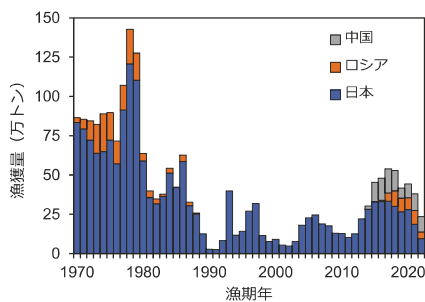
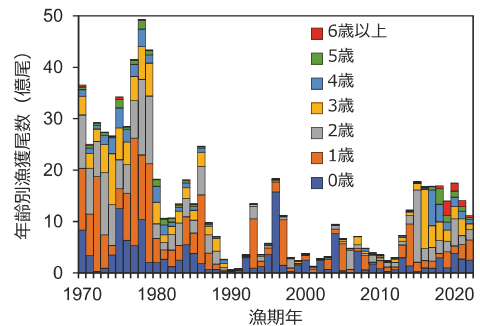


図2 漁獲量の推移

日本の漁獲量は、1970年代は高い水準で推移したが、1980年代に減少し、1990年代および2000年代は低い水準で推移した。2013年漁期以降に増加傾向、2021年漁期以降に減少傾向を示し、2022年漁期は9.5万トンであった。2014年漁期以降、外国船による漁獲があり、2022年漁期のロシアによる漁獲量は4.4万トン、中国による漁獲量は9.7万トンであった。

図3 年齢別漁獲尾数の推移

0、1歳魚が主体であったが、2015～2020年漁期は2歳以上の割合が増加していた。2021年漁期以降は再び0、1歳魚が主体となっている。

1

マサバ（太平洋系群）②

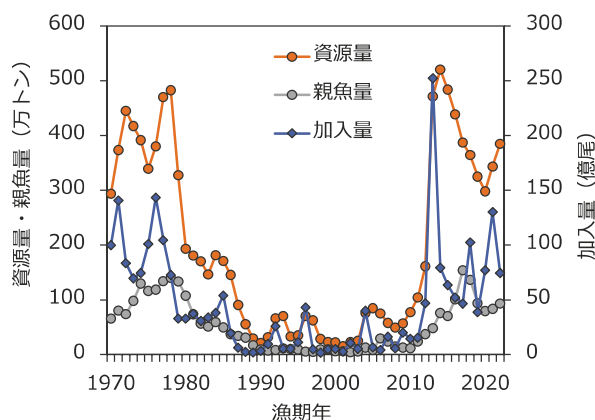


図4 資源量・親魚量・加入量の推移

資源量は、1970年代は高い水準で推移していたが、1980年代以降に急減し、2000年代は低い水準で推移した。2013年漁期に急増したが2015年漁期以降は減少し、2022年漁期は385.0万トンであった。親魚量は、資源量と同様の傾向を示して2016年漁期以降に急増したが、直近5年間（2018～2022年漁期）でみると減少傾向で、2022年漁期は93.4万トンであった。加入量（0歳魚の資源尾数）は、2013年漁期に極めて高い値となり、2014年漁期以降も年変化はあるものの比較的高い値を示している。

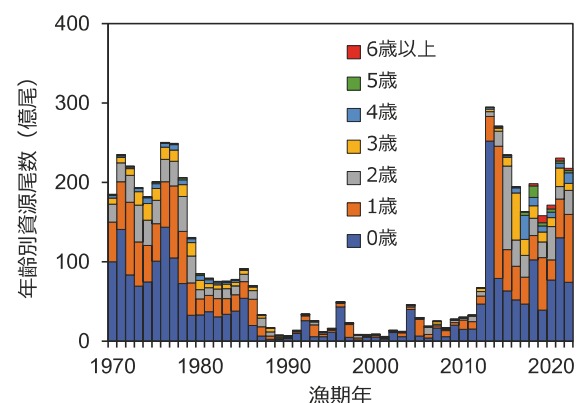


図5 年齢別資源尾数の推移

資源の年齢組成を尾数でみると、0歳（青）、1歳（橙）を中心に構成されており、2歳以上の割合は低い。

2

マサバ（太平洋系群）③

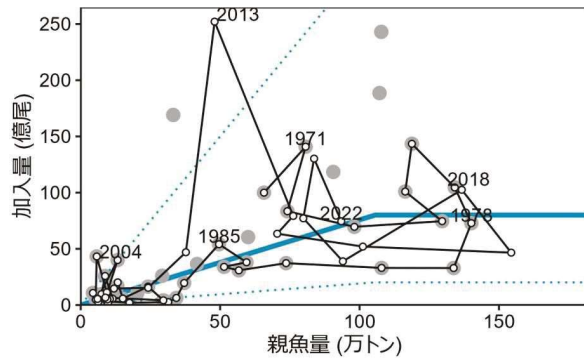


図6 再生産関係

1970～2017年漁期の親魚量と加入量に対し、加入量の変動傾向（再生産関係から予測されるよりも良いまたは悪い加入が一定期間続く効果）を考慮したホッケ・スティック型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2023年度資源評価で更新された観測値である。

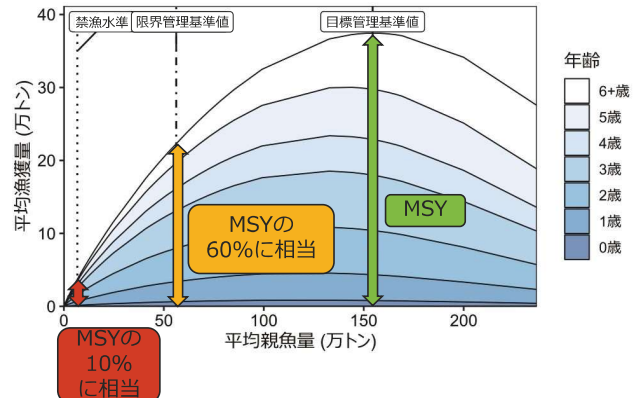


図7 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は、154.5万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2022年漁期の親魚量	MSY	2022年漁期の漁獲量
154.5万トン	56.2万トン	6.7万トン	93.4万トン	37.2万トン	23.6万トン

3

マサバ（太平洋系群）④

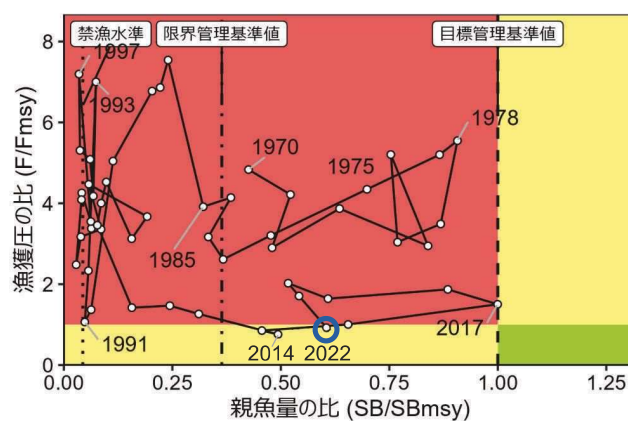


図8 神戸プロット（神戸チャート）

漁獲圧（F）は、最大持続生産量（MSY）を実現する漁獲圧（Fmsy）を2014、2015年漁期を除いて上回っていたが、2022年漁期はわずかに下回っている。親魚量（SB）は、すべての漁期においてMSYを実現する親魚量（SBmsy）を下回っている。

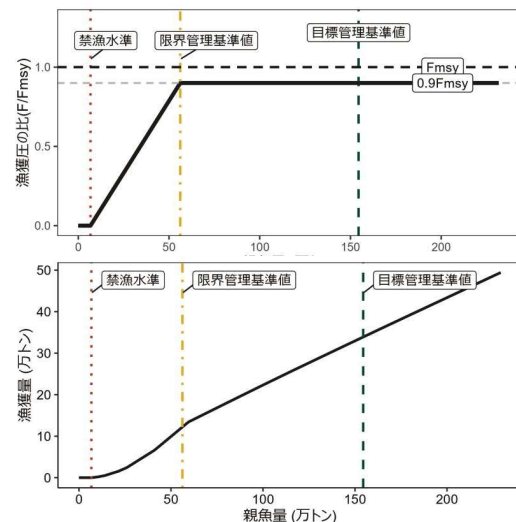
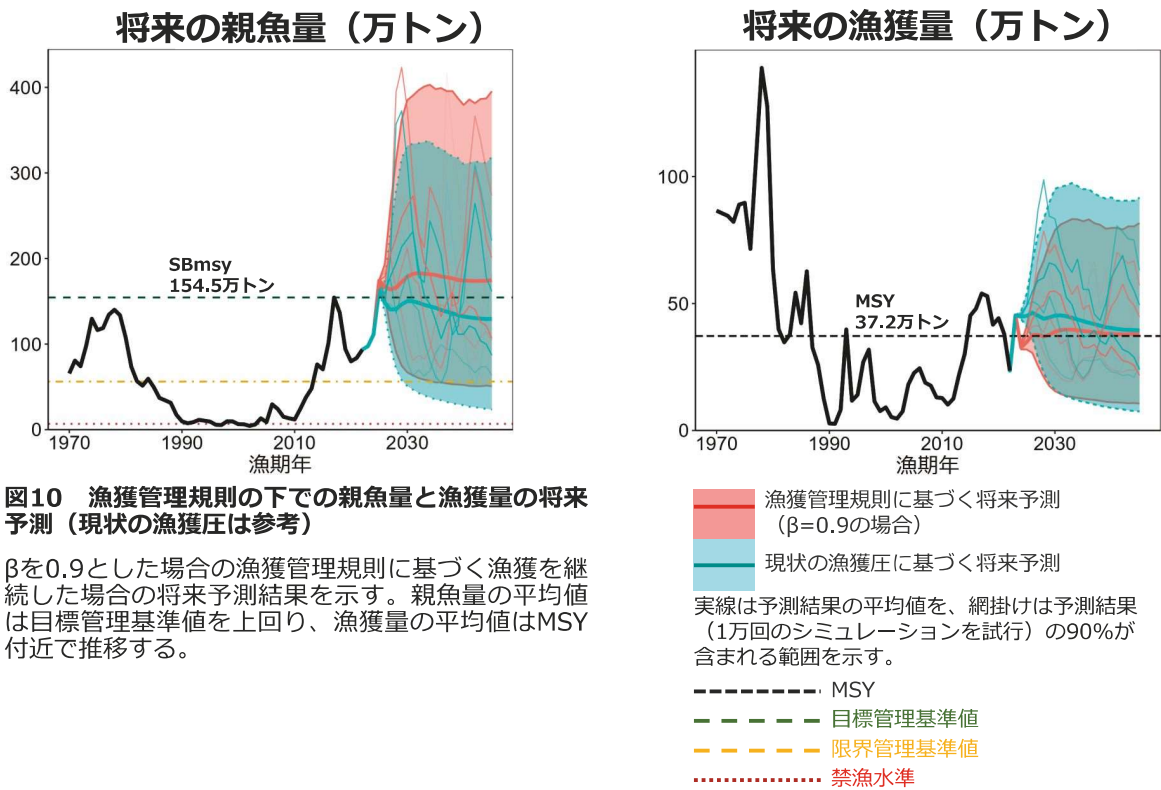


図9 漁獲管理規則（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乗じる調整係数である β を0.9とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

マサバ（太平洋系群）⑤



マサバ太平洋系群の広域資源管理

1 資源の現状（令和5年度資源評価より）

本系群の資源量は、1970年代には300万トン以上であったが、1980～1990年代に減少し、2001年漁期には15万トンまで落ち込んだ。その後、2004年漁期の高い加入量と漁獲圧低下により増加し、2013年漁期の極めて高い加入量により2013年漁期は471万トンとなり、その後は減少傾向を示し2022年漁期は385万トンであった。

2022年の親魚量（SB）は95万トンで、本系群の目標管理基準値である最大持続生産量（MSY）37万トンを実現するために必要な親魚量（SB_{msy}）154万トンを下回り、2022年漁期の漁獲圧（F）はMSYを実現する漁獲圧（F_{msy}）をわずかに下回っている。親魚量の動向は近年5年間（2018～2022年漁期）の推移から「減少」と判断される。

2 関係漁業種類

（1）大臣許可漁業 大中型まき網漁業

（2）知事許可漁業等

県 名	対象漁業種類
千葉県	火光利用サバ漁業（サバたもすくい） 敷網漁業（サバ棒受網） 中型まき網漁業 定置網漁業
神奈川県	（サバ釣り漁業）※1 （サバたもすくい漁業）※2 定置網漁業
静岡県	サバすくい漁業 棒受網漁業 中型まき網漁業 定置網漁業

※1 同県内では自由漁業 ※2 他都県の許可漁業

3 資源管理の方向性

まさば太平洋系群の資源管理については、資源管理基本方針（令和2年10月15日付け農林水産省告示第1982号）で定められた、本系群の資源管理の目標の達成を目指すことを基本とする。そのため、令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50%の確率で目標管理基準値（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量（SB_{msy}）154万トン）を上回るように、漁獲圧力を調節し、資源評価において示される管理年度（7月1日から翌年6月末日まで）の資源量に、当該漁獲圧を乗じて設定される漁獲可能量による管理を行い、MSYを実現できる資源量の水準への回復を図る。

なお、まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、両魚種の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととしている。

また、漁獲可能量による管理に加え、本系群の資源管理の目標の達成を目指す中で、漁業者自身による自主的な資源管理の取組は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法として引き続き重要である。

このため、資源管理の方向性として、公的規制のほか、資源管理協定等に基づき、漁業者自身による自主的管理を併せて行う。

4 関係者による連携

必要に応じて、行政・研究担当者会議及び漁業者協議会を通じて、資源状況や漁獲状況の把握、資源管理措置の確実な実施を図り、管理方策の改善を検討する。

マサバ太平洋系群の広域資源管理の取組状況

1 大中型まき網漁業の自主的管理措置とその取組状況

(1) 資源管理協定における自主的管理措置

管理海区ごと又は管理期間ごとの漁獲可能量の遵守。

(2) その他に取り組む資源管理措置

北部太平洋海区委員会が定めた「マサバ太平洋系群管理方策」に基づき、マサバの漁獲量が一定量を超えた場合に臨時休漁等を実施している。

(臨時休漁実績)

年度	休漁日数	休漁統日数 (a)	操業統日数 (b)	削減率 (a/(a+b))
2006漁期(7-6月)	24日	755 統日	1,898統日	28%
2007漁期(7-6月)	31日	883 統日	2,289統日	28%
2008漁期(7-6月)	33日	933 統日	1,964統日	32%
2009漁期(7-6月)	31日	970 統日	1,611統日	38%
2010漁期(7-6月)	26日	843 統日	1,291統日	40%
2011漁期(7-6月)	25日	743 統日	1,474統日	34%
2012漁期(7-6月)	10日	217 統日	1,742統日	11%
2013漁期(7-6月)	22日	583 統日	2,262統日	20%
2014漁期(7-6月)	32日	791 統日	2,116統日	27%
2015漁期(7-6月)	58日	1,425 統日	2,470統日	37%
2016漁期(7-6月)	71日	1,517 統日	2,315統日	40%
2017漁期(7-6月)	69日	795 統日	2,032統日	28%
2018漁期(7-6月)	27日	811 統日	2,325統日	26%
2019漁期(7-6月)	30日	868 統日	2,104統日	29%
2020漁期(7-6月)	19日	503 統日	2,549統日	16%
2021漁期(7-6月)	19日	441 統日	1,969統日	18%
2022漁期(7-6月)	15日	379 統日	1,248統日	23%

2 各県関係漁業（中型まき網漁業、サバたもすくい網漁業等）の自主的管理措置とその取組状況

対象漁業種類	都県名	管理措置	内 容 等
火光利用サバ漁業（サバたもすくい）及び敷網漁業（サバ棒受網）	千 葉	休漁日設定	毎週金曜日
中型まき網漁業	千 葉	休漁日設定 休漁期間設定	月 2～4 日程度の定期休漁 2 週間～1 か月程度の休漁
定置網漁業	千 葉	休漁期間設定	2 週間～1 か月程度の休漁
サバ釣り漁業	神奈川 (みうら瀬)	休漁日の設定	6～8 月 毎週土 9～5 月 毎週土及び毎月 第 2・第 4 火曜
		操業時間規制	5～9 月 投錨 5 時 30 分、 操業終了 15 時 10～4 月 投錨 6 時、 操業終了 15 時
サバたもすくい	神奈川	休漁日の設定	毎週金曜日
サバスくい網漁業及び棒受網漁業	静 岡	操業日数制限	1 か月間の操業日数 20 日間以内
中型まき網漁業	静 岡 (根拠地：伊豆東部) (根拠地：駿河湾内)	休漁	連続した 14 日間の係船休漁（6 月、 11 月～翌年 5 月）及び月 3 日の定期休漁 月 4 日の定期休漁

水産資源ごとの検討状況（令和6年2月現在）

水産資源	資源管理手法 検討部会	ステークホルダー会合				備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	
カタクチイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	令和5年3月7日	令和5年9月22日	今後開催	
カタクチイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
カタクチイワシ瀬戸内海系群	令和4年11月21日	令和5年5月30日	令和5年12月15日	今後開催		
ブリ	令和4年7月11日	令和5年10月11日	令和6年3月中旬予定			
ウルメイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
ウルメイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	今後開催			
マダラ本州太平洋北部系群	令和4年3月17日	令和5年3月23日	令和5年8月7日			令和6年7月からTAC管理開始予定
マダラ本州日本海北部系群	令和4年2月25日	令和5年3月9日	令和5年7月4日			令和6年7月からTAC管理開始予定
マダラ北海道太平洋	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月中旬予定			
マダラ北海道日本海	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月中旬予定			
ソウハチ日本海南西部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ムシガレイ日本海南西部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ヤナギムシガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
サメガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
アカガレイ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催				
ソウハチ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
マガレイ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
ホッケ道北系群	今後開催					
マルアジ日本海西・東シナ海系群	令和4年12月20日	今後開催				
ムロアジ類東シナ海	令和4年12月20日	今後開催				
サワラ瀬戸内海系群	令和5年6月12日	今後開催				
サワラ日本海・東シナ海系群	令和5年7月21日	今後開催				
イカナゴ瀬戸内海東部系群	令和5年5月22日	今後開催				
マダイ瀬戸内海中・西部系群	令和4年4月21日	今後開催				
マダイ日本海西部・東シナ海系群	令和4年4月21日	令和5年5月16日	令和6年3月5日			
マダイ瀬戸内海東部系群	令和5年6月12日	今後開催				
ベニズワイガニ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催				
ヒラメ瀬戸内海系群	令和4年2月8日	今後開催				
ヒラメ太平洋北部系群	令和5年4月24日	今後開催				
ヒラメ日本海北部系群	令和5年3月17日	今後開催				
ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群	令和5年3月17日	今後開催				
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	令和5年7月21日	今後開催				
トラフグ伊勢・三河湾系群	令和5年7月21日	今後開催				
キンメダイ太平洋系群	令和4年12月20日	今後開催				
ニギス日本海系群	令和4年2月25日	今後開催				